

運輸安全マネジメントに関する令和6年度の取り組みについて

加越能バス株式会社

当社では運輸安全マネジメントに取り組み、社を挙げて輸送の安全確保に努めております。

ここに、令和6年度運輸安全マネジメントの取り組み状況についてご報告致します。今後ともより一層、安全輸送の確保に尽力を注いでまいりますので、変わらぬご愛顧の程、宜しくお願い申し上げます。

I. 輸送の安全に関する基本的な方針

安全管理規程等に定めている輸送の安全に関する基本的な方針は次のとおりです。

- (1) 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。
また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど、現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対して輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行し、絶えず輸送の安全性向上に努めます。又、輸送の安全に関する情報を積極的に公表します。

II. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守します。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有します。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施します。

Ⅲ. 令和6年度輸送の安全に関する取り組みについて

(対象期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日)

1. 輸送の安全に関する目標と達成状況

- (1) 目標・・・重大事故(自動車事故報告規則第2条に規定する事故)の撲滅
結果・・・重大事故件数 0件(目標達成)
- (2) 目標・・・有責事故件数 5件以内
結果・・・有責事故件数 25件(目標未達成)

2. 輸送の安全に関する実施状況等

(1) 営業所の取り組みと添乗指導要領について

- ① 各営業所の実状に見合った事故防止計画の策定(実施)と結果について
・営業所毎に有責事故件数の目標値を設定しました。
各営業所目標値(目標以内)

高岡(営)				氷見(営)				砺波(営)			
乗 合		貸 切		乗 合		貸 切		乗 合		貸 切	
目標	結果	目標	結果	目標	結果	目標	結果	目標	結果	目標	結果
3件	15件	2件	3件	0件	4件	0件	0件	0件	1件	0件	2件
合 計											
乗 合		貸 切		合 計							
目標	結果	目標	結果	目標	結果						
3件	20件	2件	5件	5件	25件						

② 添乗指導について

・目的

事業用自動車の運行の安全及び、旅客の安全を確保するために必要な運転に関する技術及び、知識を習得させる事を目的とした添乗要項を制定・実施しました。

・対象者

【事故惹起上位リスク者・重大事故惹起者・苦情を受けた者の添乗指導】

交通事故、苦情を惹き起こした運転行動上の要因を自ら考えさせたいと、助言する指導方法にすることとしました。

【新人教育研修プログラム】

自らの技能と知識の程度を把握させる為のアドバイスをを行い、運転技能の習熟度レベルを設定し(3ヶ月時、6ヶ月時、1年時、2年時、3年時)に習熟度試験を実施することとしました。

【高齢運転者への指導】

高齢運転者は(65歳以上)翌年契約更新前(3月中)に、添乗指導・適齢診断を毎年実施し、加齢に伴う運転技量の変化を確認することとしました。

③ 営業所毎にヒヤリハット報告の積極的な提出

全営業所に於いて運行表とともにヒヤリハット報告用紙を携帯させ、運行時にヒヤリハットした事案を随時報告できるようにしました。

また、乗務員が最新のヒヤリハット情報や事故情報を、点呼執行所で常時閲覧できるようにしたうえで、点呼時に注意喚起することとしました。

(2) 各委員会開催及び安全運動について

①安全マネジメント委員会（年2回開催）

事故防止委員会での活動状況を確認し、新たな取り組みについて協議しました。

第27回安全マネジメント委員会 令和6年 4月24日（水）

- ・令和5年度輸送の安全に関する結果報告及び令和6年度輸送の安全に関する目標と計画。

第28回安全マネジメント委員会 令和6年10月30日（水）

- ・令和6年度上期結果報告、下期活動に向けて協議。

②事故防止委員会（年6回開催）

安全マネジメントの目標達成状況、取り組み状況、問題点等を協議し鋭意改善することとしました。

第54回事故防止委員会 令和6年 5月30日（木）

第55回事故防止委員会 令和6年 7月25日（木）

第56回事故防止委員会 令和6年 9月25日（水）

第57回事故防止委員会 令和6年11月22日（金）

第58回事故防止委員会 令和7年 1月30日（木）

第59回事故防止委員会 令和7年 3月28日（金）

④ 交通安全運動実施に併せた啓蒙活動添乗指導、街頭指導を実施いたしました。

春の全国交通安全運動 令和6年 4月 6日（土）～15日（月）

夏の交通安全県民運動 令和6年 7月11日（木）～20日（土）

秋の全国交通安全運動 令和6年 9月21日（土）～30日（月）

年末の交通安全県民運動 令和6年12月11日（水）～20日（金）

年末年始の輸送安全総点検 令和6年12月10日（火）

～令和7年1月10日（金）

※期間中、社長職場巡視実施 令和6年12月10日（火）

3. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況について

(1) 社内研修

①自動車部全員研修会（上期） 令和6年 7月 8日（月）～12日（金）

②自動車部全員研修会（下期） 令和6年12月 2日（月）～ 6日（金）

(2) 外部研修及び講習会

①クレフィール湖東安全運転研修
（滋賀県） 2名受講
令和7年 2月16日（日）

②自動車安全運転センター
安全運転中央研修所（茨城県） 2名受講
令和6年12月12日（木）
～12月14日（土）

③ 防災・救急救命研修会（バス協会） 3名受講
令和7年 2月 5日（水）～
令和7年 2月27日（木）

4. 輸送の安全性向上に関する投資について

令和6年度輸送の安全性を向上させるべく投資額(車両購入、安全機器の設置、車両整備、自動車保険加入等)は、411,807千円となります。

5. 輸送の安全に関する内部監査の結果及び講じた措置について

安全統括管理者による内部監査を下記の通り実施しました。

- ・高岡営業所 令和6年4月11日（木）
- ・氷見営業所 令和6年4月11日（木）
- ・砺波営業所 令和6年4月11日（木）

改善指摘事項

- ・安全マネジメントを全員が積極的に取り組み、その結果を意識させ、緊張感ある活動を継続すること。
- ・運行管理者は乗務員の健康状態申告書内容を掌握したうえで、運行可否の判断を行い、安全を最優先すること。
- ・危険箇所並びに事故発生内容など注意喚起の指示・伝達に努めること。
- ・デジタコデータから法令遵守の確認及び運転手への指導を徹底すること。
- ・健康診断結果で要精検・要治療者に二次検査の受診を促し、受診結果を把握したうえで乗務させること。
- ・ヒヤリハット報告によるドライブレコーダー映像を全乗務員に確認させ、危険予知向上やハザード地点を共有させること。

IV. 令和7年度輸送の安全に関する取り組みについて

（対象期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日）

1. 輸送の安全に関する目標

- ①「重大事故の撲滅」
- ②「有責事故件数13件以内」

【目標達成に向けた重点項目】

- ・車内傷害事故ゼロ（車内ルームミラー確認、3秒数えてから初動操作）
- ・ワンマン運行後退時、2段階停止の実施
- ・後退接触事故（昨年7件⇒0件）
- ・オーバーハング事故（昨年5件⇒0件）

【目標達成に向けた実施細目】

- ・発進時の3秒ルール徹底（左右ミラー確認、車内動静確認しながら3秒間数えた後、前方確認後発進）
- ・入庫時、駐車後サイドブレーキオンの再確認
- ・後退時の2段階停止（後退し始めてから2秒後に一旦停止し、左右ミラー、バックアイ、車内ミラー確認後再び後退）
- ・後退しているバスを確認した場合、バック誘導の実施
- ・オーバーハングの変異（約70cm）を意識した運転
- ・降積雪時に於けるだろう運転の撤廃
- ・苦情（営業事故）及び車両故障の減少

2. 輸送の安全に関する計画

令和7年度の目標を達成するために、事故の原因を具体的に深く追求（チェック）し、対策を全員が共有したうえで同様の事故を起こさないよう取り組んでまいります。

また、事故防止の活動計画として、

- (1) 経営トップをはじめとする年2回の安全マネジメント委員会を開催し、乗務員からの様々な報告・意見等を聞き、輸送の安全に関する情報を審議・共有したうえで事故防止活動に努めてまいります。
- (2) 安全統括管理者出席の下、事故防止委員会を年6回開催し、事故防止活動理念を基に検証したうえで改善を図り、安全輸送に向け取り組んでまいります。

3. 輸送の安全に関するための事業

令和7年度教育及び研修計画を策定し、下記の通り実施します。

(1) 安全マネジメント関係

- ① 安全マネジメント委員会（年2回）
- ② 事故防止委員会（年6回）
- ③ 内部監査（安全マネジメント開催前に実施）

令和7年度、輸送の安全目標・計画を達成するべく、取り組み状況を検証したうえで改善を図ります。

(2) 安全運動関係

- ① 春の全国交通安全運動
- ② 夏の交通安全県民運動
- ③ 秋の全国交通安全運動
- ④ 年末・年始輸送安全総点検
- ④ 年末の交通安全県民運動

期間中、安全統括管理者による全営業所の職場巡視及び、街頭指導、添乗指導の強化に取り組めます。

(3) 運行管理関係

- ① 運行管理者研修（年2回）
- ② 独立行政法人自動車事故対策機構主催の講習
- ③ バス協会など関係主催の講習

(4) 乗務員関係

- ① 乗務員研修（年2回）
- ② 事故惹起者研修（年2回）
- ③ 新人運転者研修（適宜）
- ④ バス協会など関係主催の講習

(5) その他

- ① アイドリングストップの徹底。
- ② 健康管理面に於ける体制の強化に努めます。

V. 安全統括管理者

当社で選任している安全統括管理者は下記の通りであります。

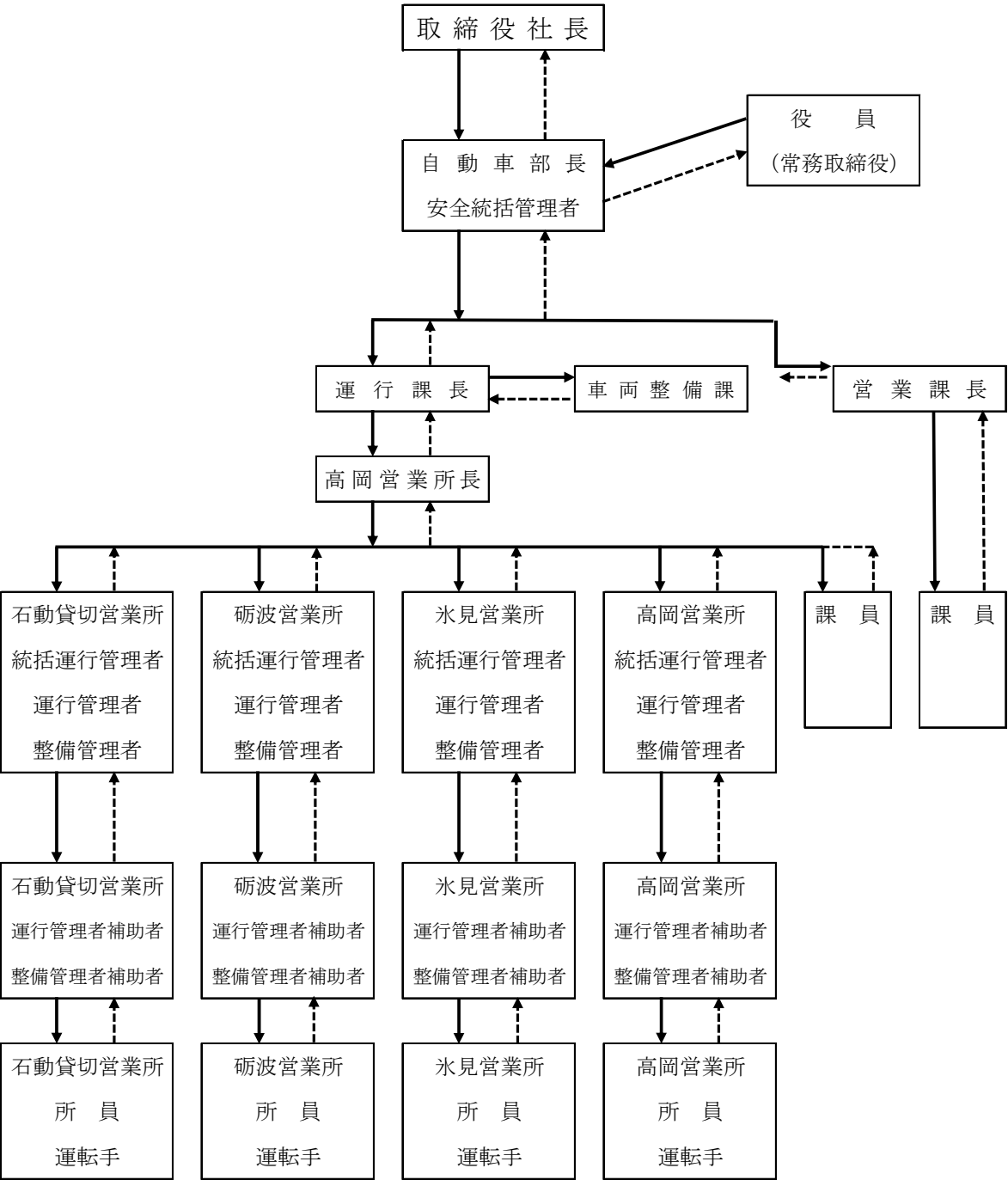
安全統括管理者

取締役自動車部長 山崎 勝

VI. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

安全管理体制の組織図は次のとおりです。

安全管理体制組織図



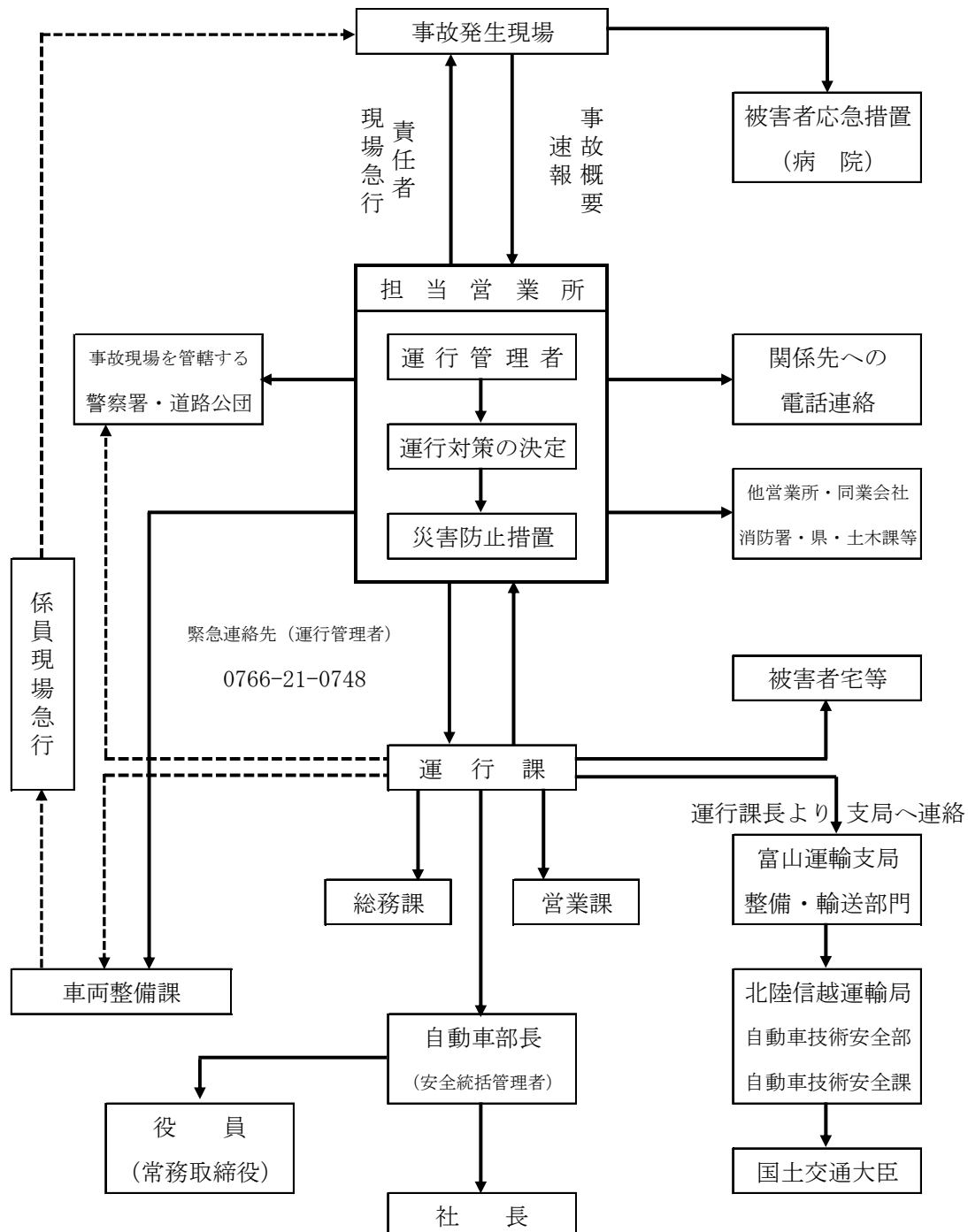
—— 指揮命令系統

- - - 報告連絡体制

VII. 事故・災害に関する緊急時連絡体制

事故、災害、緊急時における報告連絡体制は次のとおりです。

緊 急 時 連 絡 体 制



VIII. 安全管理規程

当社で定めた安全管理規程は次のとおりです。

目次

- 第1章 総則
- 第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 前条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
 - 二 運行管理者
 - 三 整備管理者
 - 四 その他必要な責任者
- 2 自動車部長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、部内を統括し、指導監督を行う。
 - 3 運行課長は、自動車部長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、関係各課営業所を統括し、指導監督を行う。
 - 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。
 - 5 輸送の安全に関するマネジメント委員会を設置し、安全管理を推進する。委員会メンバー・審議・報告事項については別に定める。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 道路運送法等に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。

- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第12条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第14条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第15条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第16条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合

には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第17条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業年度の経過後100日以内に外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第18条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

(付 則)

第19条 本規程は、平成30年12月11日より実施する。